

年賀状は公職選挙法違反では？ 町長が自分の給与をアップ



町田 むねひろ 議員

Q 町長は、町長選挙直前の今年の正月に、町民などへ年賀状を出した。このことが明らかに、公選法第147条の2に違反していることを、町議・町長を一期ずつ務めた人が知らなかったのか。

A 町長 知らなかった。

年賀状は、例年の慣例として出した。公選法との関係について調査し、善処したい。

Q 町の財政事情が厳しい状況にある。しかも町長は、施政方針で「行政改革を進めるとともに緊急度・優先度に基づき事業の厳しい選択を行い」と述べている。それにもかかわらず、平成20年度に町長の給与をアップするとは、いかなる理由があるうとも町民は納得しない。

A 町長 他の町村長と比較しても、決して高い給与ではない。また、町長一期目の末日まで

5%カットという、期限付条例だったものである。期限が過ぎたのだから、元に戻すのは当然である。

Q 給与が高いとか低いとか言っているのではない。町長の給与アップは施政方針に反している。恵まれない町民が沢山の、また職員給与が据え置かれている中で、給与をアップするという町長の人間性や政治姿勢を問題にしているのだ。私が町長だったならば、3割カットした。(答弁なし)

A 町長 十分機能しているのか。町外進出問題などや、議会の「工業を振興し雇用を創出する決議」の後押しを受け、機構改革にわけて企業誘致推進室を設けた。

町長 地域の皆さんへの要望は強いと認識している。

地域経済の振興と雇用の確保の施策を



宇津木 治宣 議員

Q 町長選挙において、町民は自律の道を選択した。しかし、「自律で大丈夫なのか」と不安を抱いている。健全財政を維持するには、税増と無駄を省く真の行政改革が必要だ。その上で、住民サービス向上の諸施策など、「自律への道筋」を示すことが求められる。

A 町長 この地域は、北関東自動車道の前橋南インターチェンジ近くにあり、最優先に開発を促進すべきだ。

Q 町長 北部工業団地は、地元議員などの関係者による強い後押しで企業進出が決まり、造成工事が完成する。

A 町長 この地域は、北関東自動車道の前橋南インターチェンジ近くにあり、最優先に開発を促進すべきだ。

Q 町長 北部工業団地の経験を踏まえれば、強い意欲のある企業が必要なのは。都市計画区域として開発する考えはないか。

A 町長 都市建設課長 都市計画区域に編入する方向で、検討を進めたい。

Q 町は、企業誘致推進室を作っているが、



企業進出が決まった北部工業団地

(注) あいさつ状の禁止(公職選挙法第147条の2)

現在、公職にある人(候補者や候補者になろうとする人も含みます。)は、その選挙区内に住んでいる人に対して、年賀状などのあいさつ状(電報も含みます。)を出すことを禁止されています。

禁止されているもの

- × 年賀状(電報・Eメールも含む)
- × 暑中見舞状
- × 寒中見舞状
- × 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」という欠礼状
- × クリスマスカード
- × その他これに類するもの

禁止されていないもの

- 答礼のための自筆によるもの(※自署したあいさつ状をコピーしたものは禁止)
- 弔電
- 各種の大会などに対する祝電

